



長野県報

1月15日(火)
平成31年
(2019年)
第3041号

目 次

規 則

美容師法施行細則等の一部を改正する規則(介護支援課) 1

告 示

長野県議会定例会の招集(財政課) 2

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知(5件)(森林づくり推進課) 2

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課) 3

都市計画事業の事業計画の変更認可(都市・まちづくり課) 3

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定(消防課) 4

表彰規則に基づく表彰(人事課) 4

総合評価一般競争入札(財産活用課) 4

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス

産業振興室) 6

特定調達契約に係る落札者の決定(生活排水課) 6

開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課) 6

正誤(医療推進課) 7

規則

美容師法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年1月15日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第1号

美容師法施行細則等の一部を改正する規則

(美容師法施行細則及び理容師法施行細則の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加える。

(1) 美容師法施行細則(昭和33年長野県規則第56号)第2条第5号

(2) 理容師法施行細則(昭和33年長野県規則第57号)第2条第5号

(長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第2条 長野県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(2) 社会福祉施設の項中「介護老人保健施設」

の次に「又は同条第29項に規定する介護医療院」を加える。

(健康増進法施行細則の一部改正)

第3条 健康増進法施行細則(平成15年長野県規則第41号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設 介護医療院」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

介護支援課